

災害支援金を原資とする防災・復興における男女共同参画事業 2020 年度実施館募集要項

1 趣旨

全国女性会館協議会では、2018 年 7 月に起こった西日本豪雨災害後、被災地の会員館や被災地で女性支援をしている団体に活動支援金を送る目的で、支援金を募りました。その結果、全国の会員館および団体・個人から 1,620,832 円（熊本地震支援金残金 49,653 円を含む）の支援金が寄せられました。同年、広島県女性総合センターが中心となり、被災女性等への支援を行う団体を選定し、支援金から 50 万円（別途振込手数料 864 円）を拠出して団体に寄付し、残金は 1119,968 円となりました。

この残金を 2018 年 9 月に起こった北海道胆振東部地震に関する支援金として使うことを 2018 年 12 月の理事会で決定し、会員館である札幌市男女共同参画センターが中心になって支援金を被災女性等へ届けられる方策を検討してきましたが、実施に至っていません。

その後、2019 年には台風 15 号、19 号によって広範囲に甚大な被害が生じています。これまでの災害によって被害を受けた女性を支援しつつ、被災女性の経験を語り継ぐことによって、次の災害への対応に際して、男女共同参画の視点を活かしていくために、災害支援金を原資として、防災・復興における男女共同参画事業を実施する会員館を募集します。

当事業の実施を希望する会員館は、応募計画書によってご応募ください。

2 募集施設数 8施設程度

3 事業の概要

実施していただく事業等の概要は次のとおりです。

| | |
|------------|---|
| (1) 実施主体 | 会員館、全国女性会館協議会の共催事業 |
| (2) 事業内容 | 以下のいずれかに該当する事業が対象です。 A 被災地にある会員館が行う男女共同参画の視点からの防災・復興に関する事業 B 被災地以外の会員館が、災害を体験した女性や、女性被災者への支援を行った団体関係者を講師等として招いて行う事業 * A、Bとも、主に講演会、研修会等を想定していますが、女性被災者への直接支援や、広報啓発ツールの制作、展示等、講演会、研修会以外の形態の事業を除外するものではありません。 |
| (3) 事業参加費等 | 事業参加費等は無料としてください。 |
| (4) 事業実施期間 | 2020 年 4 月～2020 年 12 月 ※但し、全国大会実施日の 11 月 21 日（土）、22 日（日）を除きます。 |

4 助成等支援の内容

| | |
|-------------|--|
| (1) 助成金額 | 助成金総額 80万円(8施設程度) 1施設あたり、10万円を上限にした助成金を提供します。 |
| (2) 助成金使途範囲 | 事業にかかる講師料、講師交通費、広報費用、通信・運搬費に使用してください。 |

5 応募資格・条件等

| | |
|---------------------|---|
| (1) 応募資格 | 原則として、全国女性会館協議会の会員館であることが条件です。ただし、現在は会員館でなくても、会員になることを条件に応募することができます。 |
| (2) アンケート集計や報告書等の提出 | 具体的に事業が固まり次第、募集チラシ等を提出していただきます。事業終了後にはアンケート集計や参加者のコメント、報告書等を提出していただきます。 |

6 応募方法

所定の応募計画書に必要事項を記入し、2020年2月28日(金) [厳守]までに提出してください(メールで送信ください)。

7 選考および決定通知

全国女性会館協議会および外部有識者による選考委員会において選考を行います。

選考結果は、応募の全施設に対して、2020年3月18日(水)までにご連絡いたします。

8 応募先

特定非営利活動法人 全国女性会館協議会 事務局

〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-8 日本女子会館ビル1階

TEL 03-6426-1700 FAX 03-6426-1701

E-mail info@j-kaikan.jp

(応募計画書はホームページからダウンロードできます。<https://j-kaikan.jp/>)